



クーリングシェルター施設の公募開始について

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律により、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター※」という）を市町村長が指定できるようになりました。

つきましては、下記のとおり、クーリングシェルター施設として市民の熱中症予防に協力いただける民間施設の公募を開始します。

※クーリングシェルター：

冷房設備を有し、高温時に市民が休息できる場所として開放されることによって誰でも利用できる市町村が指定した施設（公共・民間施設）。

記

1 施設要件

市内に所在し、以下の要件を満たす施設を対象とします。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 営業時間内で熱中症特別警戒情報が発表されたときに市民等に無料で開放することができ、滞在可能な空間が確保されていること

2 応募方法

指定の応募様式に必要事項を記入の上、電子メールでカーボンニュートラル推進事業本部に提出。

※令和6年5月17日（金）までに応募があった施設については5月末に公表します。

3 指定後の依頼事項

市は、熱中症対策のために休憩できる場所として、当該施設管理者へ以下の協力を依頼します。

- (1) 各施設の見やすい場所へのクーリングシェルター案内ステッカー又はのぼり旗の掲示
- (2) 休息場所、飲料購入場所の案内
- (3) 休憩用の椅子、ソファ等の準備
- (4) 空調の適切な管理

4 その他

- (1) 詳細は、浜松市ホームページに掲載されている公募要領をご確認ください。

[浜松市公式サイト](#) → [手続き・暮らし](#) → [環境](#) → [地球温暖化対策](#)

- (2) 提出先・お問い合わせ先

浜松市 カーボンニュートラル推進事業本部（市役所本館6階）

住所：〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

電話：053-457-2502 FAX：050-3730-8104

E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

